

## II. 情報政策関係

# 社会保障・税番号制度の 導入について

# 社会保障・税番号制度の開始に当たって

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号の利用が開始されています。
- 番号制度の開始に当たっては、番号の確認等の新たな事務が生じますが、制度導入により、同一の住民の方の情報を適切に管理することができようになり、また、情報連携開始後は、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になる等の効果が期待されていますので、制度が円滑に運用されるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- なお、各制度の詳細な事務の取扱いについては、一昨年来、所管部局から事務連絡等を発出していますので、そちらもあわせて御確認の上、ご対応のほどよろしくお願いいたします。また、本年7月の情報連携開始に向け、引き続き、着実に準備を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。



# 社会保障分野における制度導入の効果

○ 社会保障分野における番号制度導入により、例えば以下の効果が期待されます。

① 同一住民の情報の効率的な検索・管理 【28年1月～】

② 住民票・所得証明書等の添付書類の省略 【29年7月以降～】

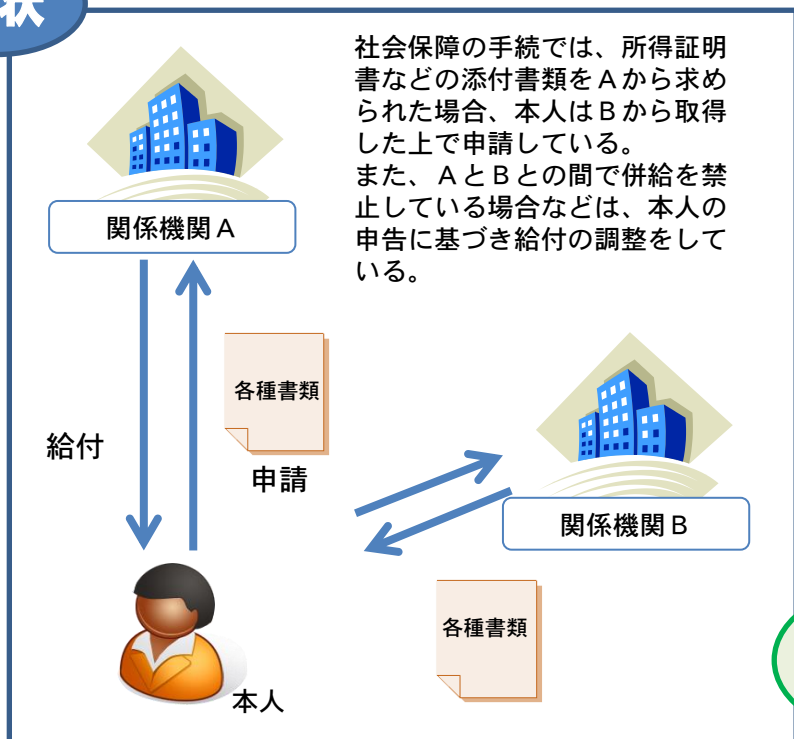
⇒ 児童扶養手当の支給申請の際に、所得状況を証明する書類等の添付書類の省略が可能となる。

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上 【29年7月以降～】

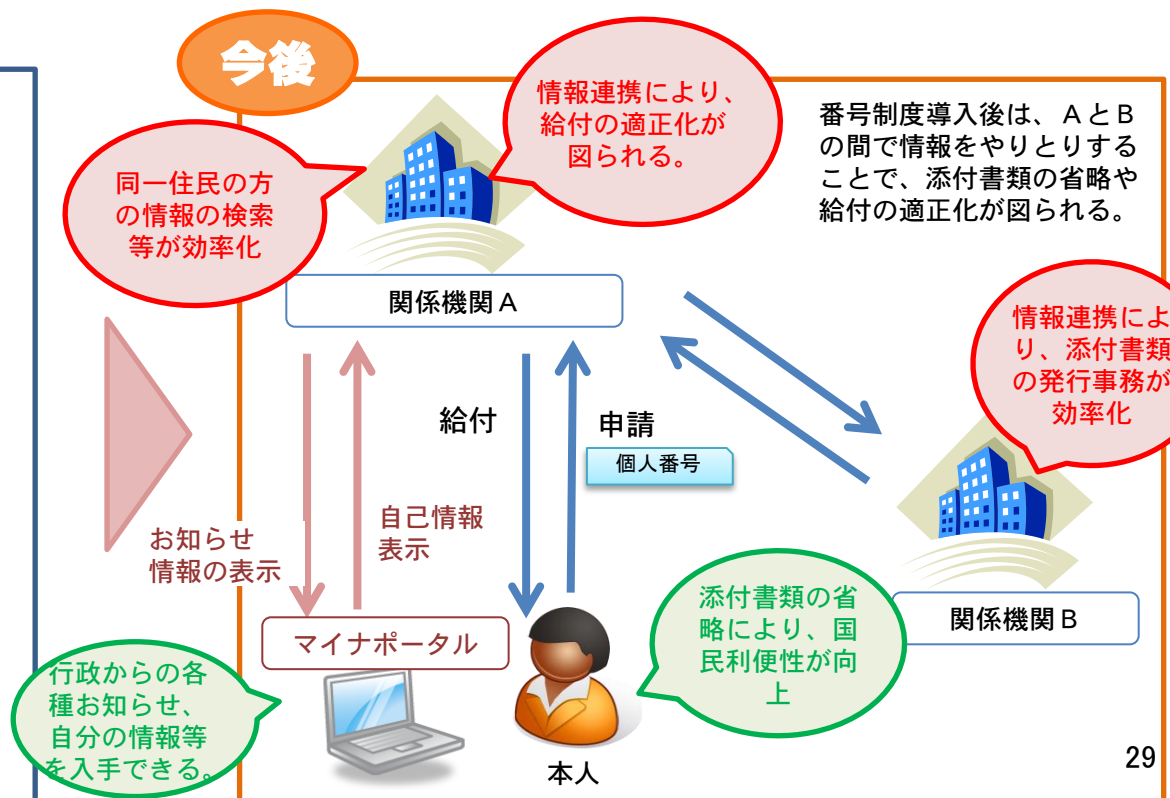
⇒ 特別児童扶養手当の支給申請の際に、障害を支給事由とする年金給付との併給調整をより確実に行うことが可能となる。

④ マイナポータルを活用したお知らせ情報の表示 【29年7月以降～】

## 現状



## 今後



# 国民健康保険分野における番号利用・情報連携の手続例

## 例) 国民健康保険の資格取得の届出、受理

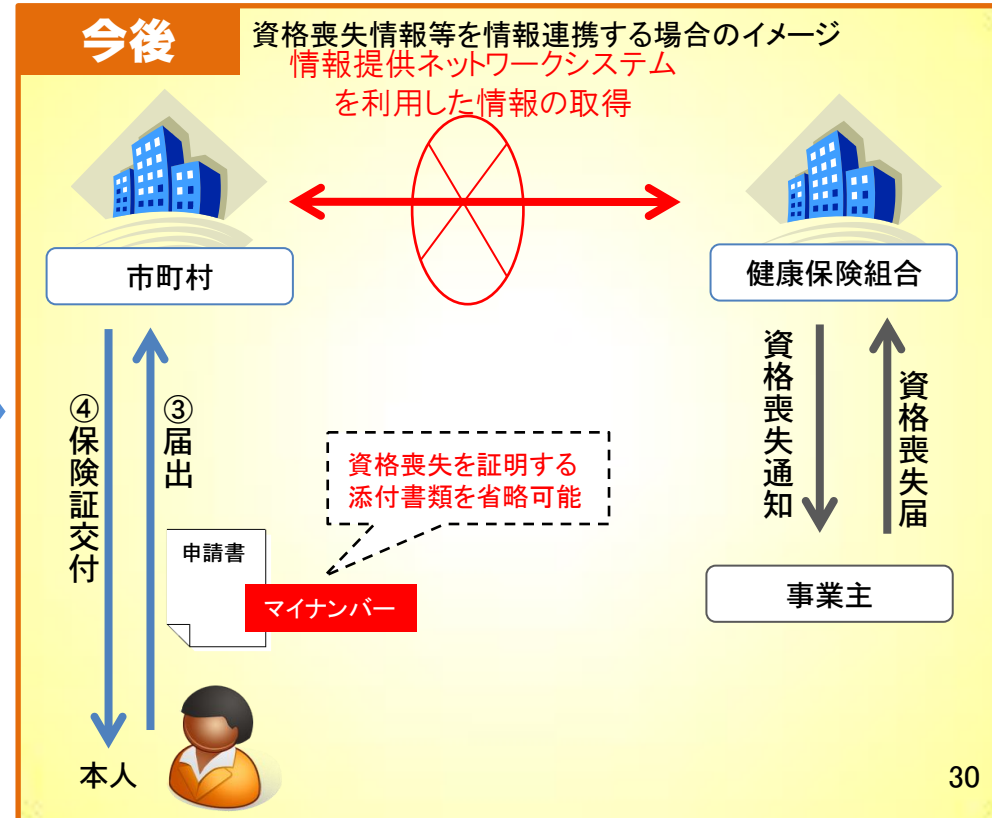
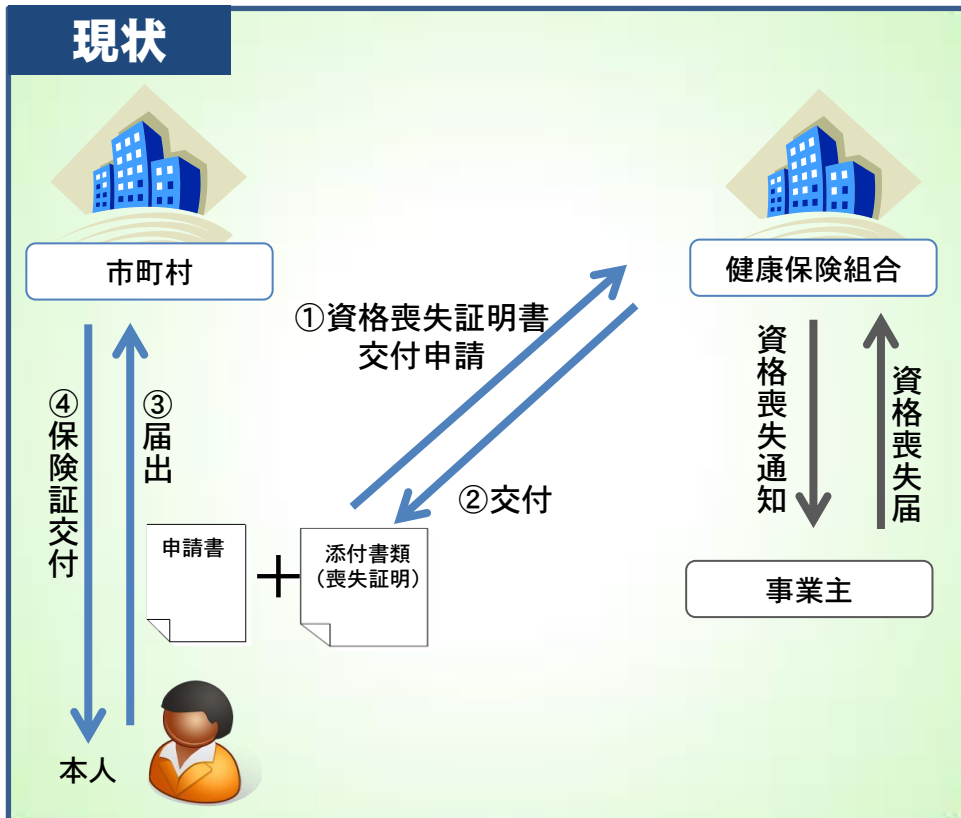
※想定されるパターンのいくつかを例示したものの、本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

### 1. 番号利用の概要

国民健康保険の資格取得届にマイナンバーの記載欄を追加し、届出を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

### 2. 情報連携の概要

資格取得届の審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、前医療保険者から資格喪失に関する情報を取得する。



# 地方公共団体における総合運用テストのスケジュールについて

- 平成29年7月の情報連携開始に向け、以下のスケジュールで総合運用テストを実施する。
  - ・ 地方公共団体－地方公共団体間：平成28年11月～平成29年4月（クール1～3の区分で実施）
  - ・ 地方公共団体－ハローワーク間：平成29年4月から5月
  - ・ 地方公共団体－医療保険者等間：平成29年4月から6月

総合運用テストのスケジュール

タスク		平成28年度											平成29年度			
		5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
スケジュール マスター	符号	符号生成運用テスト							本番運用							
	情報連携	テスト準備		総合運用テスト											本番運用	
	イベント			▲データ標準 改版		▲マスター リリース1		▲マスター リリース2						▲マスター リリース3		▲マスター リリース4
テスト予定 各機関の	地方公共団体－ 地方公共団体間			情報提供 テスト	クール0	クール1	クール2	クール3								
	地方公共団体－ ハローワーク間												ハローワーク とのテスト			
	地方公共団体－ 医療保険者等間												医療保険者等 とのテスト			